

広報かわぐち広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市広告掲載要綱（平成21年5月1日施行。以下「要綱」という。）及び川口市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、広報かわぐち（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦4.5cm×横18.5cm
 - (2) 2号広告 縦4.5cm×横9cm
- 使用色 2色（スミ・シアン）

(広告の掲載料)

第3条 前条に規定する広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 1回につき 104,900円（税込み）
- (2) 2号広告 1回につき 52,450円（税込み）

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、広報紙の9ページから17ページの範囲で2色刷り面5段中最下段とし、月ごとの掲載状況によって掲載枠を変更することができるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1発行単位とし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、2月(5月号から10月号までの広告枠)と8月(11月号から翌年4月号までの広告枠)に、広報紙等で行うものとする。

- 2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。
- 3 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。
- 4 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、広報かわぐち広告掲載申込書（様式第1号）に、

掲載しようとする広告の原稿案及び必要書類を添付して、市長に申し込みをするものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、当該申し込みにかかわる広告案等を要綱第3条第1項及び基準に基づき、掲載の可否及び内容等を審査し、その掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 市内に店舗、事業所等を有する私企業等

(2) 前号に掲げる以外のもの

3 市長は、前2項の規定により掲載の可否を決定したときは、広報かわぐち広告掲載・不掲載通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 市長は、広告掲載に関する疑義が生じた場合は、要綱第5条に規定する審査会に諮るものとする。

5 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申し込み者に修正を求めることができる。

(承諾書の提出)

第9条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広報かわぐち広告掲載承諾書(様式第3号)を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、広告を掲載する広報紙の発行日の20日前までに、広告原稿を提出するものとする。

2 広告の内容及びデザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

3 広告原稿は、原則として広告であることを明示するものとする。明示位置は広告原稿の右上とし、サイズは縦4mm、横8mmで「広告」と明示するものとする。なお、指定サイズを超える大ききで明示することも可能とする。

(広告掲載決定の解除)

第12条 市は、次の各号に該当する場合には、広報かわぐち広告掲載解除通知書(様式第4号)により広告掲載決定を解除することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに原稿提出がないとき。
 - (3) 市からの広告掲載内容に関する修正依頼に応じないとき。
 - (4) その他広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を取りやめるときは、広報かわぐち広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）により市長に申し出るものとする。
- 3 市は、広告主が前項の規定により広告掲載を取りやめた場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

- 第13条 市は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

- 第14条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

なお、広報かわぐちに掲載する広告の取扱いに関する要綱及び広報かわぐちに掲載する広告の取扱いに関する基準(平成16年2月18日助役決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

様式第 1 号

広報かわぐち広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申 込 者	所在地・住所	〒	
	事業者名		
	代表者名	⑩	
	担 当 者	氏 名	
		電話・FAX	
E-mail			

広報かわぐち広告取扱要領第 7 条により、下記のとおり申し込みます。
 なお、申し込みにあたっては、川口市広告掲載要綱、川口市広告掲載基準及び広報かわぐち広告取扱要領の内容を承諾し、遵守することを誓約します。

記

掲載を希望する月	
希望する広告の大きさ	号広告 (1号広告—縦 4.5 cm×横 18.5 cm ・ 2号広告—縦 4.5 cm×横 9.0cm)
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 広告の原稿案 (イメージ) ・ 会社概要 (パンフレット等) ・ その他 (許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し)

代 理 店	所在地・住所	〒	
	事業者名		
	代表者名		
	担 当 者	氏 名	
		電 話	
E-mail			

様式第2号

広報かわぐち広告掲載・不掲載通知書

年 月 日

様

川 口 市 長 印

年 月 日付けでお申し込みいただきました広報かわぐちへの広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載
	不掲載の理由
広告掲載期間	
広告の大きさ	号広告（縦 4.5cm×横 cm）
広告掲載料金	円（ 円× カ月分）

※掲載決定の場合は、別添「広告掲載承諾書」に必要事項を記入し、提出してください。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 川口市長

所在地・住所

事業者名

代表者名

印

広報かわぐち広告掲載承諾書

広報かわぐち広告取扱要領及び広報かわぐち広告掲載・不掲載通知書に基づき、広報かわぐちへの広告掲載にあたり、以下の内容について承諾します。

1. 掲載する広告の規格等

広告掲載期間	
広告の大きさ	号広告 (縦 4.5 cm × 横 cm)
広告掲載料金	円 (円 × カ月分)

2. 掲載料の納入

市発行の納入通知書により、上記の広告掲載料金を、納期限（納入通知書記載）内に支払います。

3. その他

川口市広告掲載要綱、川口市広告掲載基準及び広報かわぐち広告取扱要領を遵守し、実施にあたっては川口市の指示に従います。

様式第4号

広報かわぐち広告掲載解除通知書

年 月 日

様

川 口 市 長 

年 月 日付けで決定いたしました、広報かわぐちへの広告掲載につきましては、下記の理由により解除いたします。

記

掲載期間	
解除年月日	年 月 日
解除理由	

様式第5号

広報かわぐち広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申 込 者	所在地・住所	〒
	事業者名	
	代表者名	印
	担 当 者	氏 名
	電 話	
	E-mail	

広報かわぐちへの広告の掲載を、下記のとおり取りやめたいので申し出ます。

記

掲載期間	
掲載取りやめ年月日	年 月 日
取りやめ理由	